

ボーイスカウト福岡中地区アマチュア無線クラブ JG6YBJ

設立趣旨書

ボーイスカウト福岡中地区アマチュア無線クラブ JG6YBJ

代表 山 領 正 太 (JL6WAF)

携帯電話とインターネットの普及により、無線局をみかけなくなりました。私もその一人であり、いつの間にか5年間有効の無線局免許も失効していました。

私と同じように、以前は無線を使っていたのにいつの間にか無線局免許が失効しているという無線従事者たちは多数存在しているようです。そんな仲間が集まって、社団局を開設・運営することで、スカウト活動や社会への貢献を図りたいとおもいます。

まずは脇山野営場にスカウト社団局を開局し、運用技術の向上を目指しながら、仲間を増やしていきましょう。

そして、福岡中地区に限らず賛同する仲間がいれば共に活動したいと思います。

また、各会員が持つ得意分野を是非発揮してください。アンテナづくり、海外局交信、電信、移動運用、フォックスハンティングなどなど、いろいろなプログラムを企画・立案したり出来ると思います。

いまだに携帯電話が圏外となる地域もあります。福岡西方沖地震では、携帯電話が思うように使えませんでした。非常時の通信手段として日頃から運用技術を磨き、地域や社会に貢献できるよう備えることも大切です。

皆様の仲間入りをお待ちしています。

平成18年 1月 1日

平成18年 1月 吉日

福岡中地区地区委員会殿

ボーイスカウト福岡中地区
アマチュア無線クラブ
代表 山 領 正 太

アマチュア無線社団局「JG6YBJ」地区公認のお願い

このたびアマチュア無線社団局「ボーイスカウト福岡中地区アマチュア無線クラブ」を発足したいので、福岡中地区の公認団体としてご承認をお願いします。

■活動趣旨

社団局の運営及び開設・運用を通じて無線従事者の運用技術の向上と社会貢献を図る。

■事業計画

第1次事業計画・・・無線局の免許申請と無線局免許の交付

(2005年12月にコールサイン「JG6YBJ」を取得済み)

第2次事業計画・・・構成員の募集

2006年4月までに5～10名の無線従事者を募集し社団局を運営する。

特に技能章「無線通信章」考査員は加盟するように推進する。

第3次事業計画・・・脇山野営場に無線設備を開局(脇山野営場使用許可願い)

2006年春までに従事者免許を持った構成員はいつでも手軽に利用できるような設備を開局。144・430MHZ 10ワット局

(以降の事業は会員数の増加と資産に応じて計画を推進する)

第4次事業計画・・・QSLカードの発行・日本アマチュア無線連盟への加盟

第5次事業計画・・・7・21MHZ 10ワット局・144・430MHZ 20ワット局の免許申請

第6次事業計画・・・JG6YBJを利用したイベント活動

日本アマチュア無線連盟主催のアワード申請やコンテスト参加

移動運用・フォックスハンティングの開催など

第7次事業計画・・・短波帯50ワット局の開局申請(3級アマチュア無線技士要)

第8次事業計画・・・短波帯運用・世界スカウトジャンボリー・オン・ジ・エアーの参加や海外局との交信等

その他の事業・・・技能章「無線通信章」考査員の研修、

従事者免許取得アドバイス、非常通信の自己訓練、通信機器販売店の紹介、

スカウト行事でのアマチュア無線通信の実演

CS、BS対象で特定小電力無線機の運用講習会開催など

■活動費用概算（5年間分として）

・無線局開局申請書	840円
・無線局開局申請費用	4,300円
・開局申請切手代	860円
・電波使用料	2,500円（500円×5年）
・QSLカード 1,000枚	5,500円（自作カード）
・ログブック（業務日誌）	1,000円
・JARL会費 入会金	1,000円
・JARL会費 年会費	54,000円（10,800円×5年）
・事務費、総会費	5,000円（1,000円×5年）
合計	75,000円

■収入計画（5年間分として）

- ・入会金 1,000円（総合通信局に変更手続きを行う費用として充当）
- ・年会費 3,000円（1ヶ月当たり500円。5人×5年間で最低予算の75,000円になります。）
但し、無線設備が設置され、運用できる状態になるまでは会費・入会金の徴収は行わない。

■無線設備の調達方法

- ・寄付および個人所有物の貸与による。

定 款 (改正案)

(名称)

第1条 本社は、「ボーイスカウト福岡中地区アマチュア無線クラブ」という。

(事務所・社団局)

第2条 本社の事務所は、福岡県[REDACTED]に置く。
本社の社団局は、福岡県福岡市早良区脇山 1087-2 脇山野営場内 に置く。

(目的)

第3条 営利を目的としないで、アマチュア無線の健全なる発展を図り、会員相互の友好を増進し、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することにある。

(事業)

第4条 本社は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) アマチュア局の設置と運用
- (2) アマチュア無線についての調査研究
- (3) その他、本社の目的達成に必要な事業

(会員の資格)

第5条 本社内ではアマチュア局の無線設備の操作を行うことができる無線従事者の資格を有する者(施行規則第34条第8号に規定する者を含む。)で希望する者が会員になることができる。

(会員の資格の喪失)

第6条 会員は次の場合に資格を失う。

- (1) 本社内から退会する旨の申し出を行い退会が認められたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 電波法令に違反し、罰則の適応を受けたとき。

(会員の権利)

第7条 (1) 本社の設置するアマチュア局その他の設備を利用すること。
(2) 会員は、総会の議決権を行使すること。

(会費)

第8条 会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金 1. 000円
 - (2) 年会費 3. 000円(会計年度の途中入会は月割で計算する)
- 但し、カブスカウト・ボーイスカウト・ベンチャースカウトは年会費のみ無料とする。

(役員)

第9条 本団に次の役員を置く。

- (1) 理事 2名 (当団において、「理事」とは、会長および理事をいう。)うち会長1名、理事1名とする。
- (2) 監事 1名 (役員を選出)

第10条 (1) 理事と監事は、会員の中から選任する。
(2) 会長は理事の中から選出する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員業務)

第12条 (1) 会長は本団を代表し、業務を掌理統括する。
(2) 事務担当理事は会長の命によりこれを補佐し、本団の業務を執行し、社団に関する事務手続きを全責任をもって処理する。
(3) 監事は会計および理事の職務を監査する。

(理事会)

第13条 理事会は会長が招集し、本団の業務の執行に必要な事項を決める。

(総会)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は、毎年1回会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、理事会または会員の2分の1以上から理由を付して要求のあったとき開催する。

(議決方法)

第15条 総会、理事会の決議は、出席者の過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の議事)

第16条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) 会費、重要な財産の得喪、変更
- (4) 理事、監事以外の本団の運営に必要とされる役職の決定、任命。
- (5) 解散

(資産)

第17条 本社の資産は、設立当初の寄付財産、会費、寄付金、その他収入とする。

(会計年度)

第18条 本社の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(届出)

第19条 会長または理事は、

- (1) 構成員（会員）に変更があったときは、すみやかに総合通信局長に届け出ること。（施行規則第43条の4）
- (2) この定款または理事について変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出る。（施行規則第43条の4 第2項）